

**1 法律による行政の原理**

行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならないとする原則

**2 法律の（専権的）法規創造力**

国民の権利・義務に関する一般的規律(法規)を創造する力は、国会が制定する法律に独占されているという原則

**3 法律の優位**

行政活動は、制定された法律の定めに違反して行われてはならないという原則

**4 法律の留保**

一定の行政活動には、その根拠となる法律の存在を必要とするという原則

**5 行政主体**

行政上の権利義務を負い、自己の名と責任において行政活動を行う法人

**6 行政機関**

行政主体のために意思決定、意思表示、執行等を行う機関

**7 行政庁（行政官庁）**

行政主体の法律上の意思を決定し、外部に表示する権限を有する機関

**8 諮問機関**

行政庁の諮問に応じて特定の問題に関する審議・調査等を行い、行政庁に対して意見や答申を提示する機関